

事業者登録（更新）届出について

【事業者登録における注意点】

1. 「事業系廃棄物処理ガイドブック（流山市事業系廃棄物受入基準）」は、全てのページを必ずよく読んでください。
また、事業者登録については、ガイドブックの7ページ、8ページに詳細を記載していますので、そちらも必ずよく読んでください。
2. 文書での申請
 - (1) 提出文書
 - ア 「事業者登録（更新）届出書」
記載例を参考に、必要事項を記入してください。
 - イ 添付書類
ガイドブックの7ページに記載された書類を添付してください。
書類は複写でも結構です。
 - (2) 提出方法
下記の提出先に直接持ち込むか、郵送により提出ください
〒270-0174
流山市大字下花輪191 リサイクルプラザ・プラザ館1階
クリーンセンター 収集・リサイクル係
3. メールによる申請
 - (1) 提出文書
 - ア 「事業者登録（更新）届出書」
記載例を参考に、必要事項を記入したものを、PDFや画像ファイル等にして提出ください。
 - イ 添付書類
ガイドブックの7ページに記載された書類を、PDFや画像ファイル等にして添付してください。
 - (2) 提出方法
下記のメールアドレスに、必要書類を添付し提出してください
また、メールの件名を「事業者登録（更新）届出書」としてください。

E-mail:seisou@city.nagareyama.chiba.jp

4. 審査について

書類提出後市において審査し、直接搬入が可能な事業者には、令和6年4月1日以降の直接搬入に必要な自己搬入カードを交付します。

5. その他

- (1) 登録についてわからないことがある場合、上記のメールアドレスや下記電話番号までご相談ください。
- (2) 確定申告に係る書類や決算書は、事業の内容がわかる部分を複写してください。（青色申告決算書等）
- (3) 届出書に記載のある「産業分類区分」は、「産業分類区分の検索方法」を参考に、自身の事業について必ず記載ください。

【問合せ先】

流山市役所環境部クリーンセンター
（担当：収集・リサイクル係）
電話：04-7157-7411